

## 【中国運輸局】

(別添様式)

行政処分等	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20201009	株式会社ジェイ・ワイ・カーゴ(法人番号6250001007303) 代表者田中秀幸	山口県下関市長府扇町8-20	本社営業所	山口県下関市長府扇町8-20	輸送施設の使用停止(110日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第1項及び同条第4項	令和元年9月30日及び令和2年1月30日、死亡事故を端緒として監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(5)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(7)運行指示書の記載事項義務違反(安全規則第9条の3第2項)、(8)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(11)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	11	11
20201016	岡南運輸株式会社(法人番号2260001002356) 代表者菅波晃久	岡山県岡山市中区倉富330-16	真庭営業所	岡山県真庭市下方951-2	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第1項及び同条第4項	令和元年6月27日及び同年9月24日、情報提供を端緒として監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(車庫)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(6)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第15条)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	9	9

20201020	株式会社星川産業(法人番号1240001032109) 代表者梶田紀子	広島県福山市曙町4丁目4-16	本社	広島県福山市曙町4丁目4-16	文書警告	貨物自動車運送事業法第9条第3項前段	令和2年9月25日及び同年10月20日、衝突事故を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。事業計画の変更前届出違反(自動車の種別ごとの数)(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)	0	0
20201021	西部建材運輸株式会社(法人番号1250001005749) 代表者植木達朗	山口県下関市長府扇町8-33	本社営業所	山口県下関市長府扇町8-33	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第9条第1項、法第17条第4項及び法第60条第1項	令和元年7月2日、同年7月31日及び同年10月15日、情報提供を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(休憩・睡眠施設)(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第5項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)運転者台帳の記載事項義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(6)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(7)事業報告義務違反(法第60条第1項)	2	2
20201022	株式会社トリス(法人番号8270001004453) 代表者山本修二	鳥取県米子市河岡69-11	本社営業所	鳥取県米子市河岡69-11	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和元年5月17日及び同年7月19日、死亡事故を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項及び第3項)、(3)点呼の記録事項義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(6)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(7)特定の運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	3	3
20201022	西部運輸株式会社(法人番号1240001031060) 代表者横山立	広島県福山市箕沖町105-17	山口支店	山口県山口市鑄銭司字鑄銭司団地南1184-15	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和元年10月24日及び同年11月19日、死亡事故を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務禁止違反(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	10	5